

令和9年度

放課後児童クラブ利用案内

【事業内容】

授業時間終了後の時間帯等に、就労などの理由で保護者及び同居の親族から保護をうけることができない小学校1年生から6年生までの児童の育成支援のため、放課後児童クラブ室において児童をお預かりします。

1 運営内容について …P1

- (1)対象となる児童
- (2)開設期間
- (3)閉設日
- (4)開設時間
- (5)開設場所・連絡先

2 利用料金等について …P2

- (1)利用料金
- (2)納入方法

3 放課後児童クラブ利用にあたっての確認事項 …P2

- (1)欠席する場合
- (2)送迎について
- (3)利用をやめる場合
- (4)持参品等
- (5)その他

4 利用手続きについて …P3

- (1)申込期間
- (2)申込・提出先
- (3)必要書類

1 運営内容について

(1)対象となる児童

- ①保護者及び同居の親族の就労、疾病等により帰宅時に保護を受けることができない児童
- ②小矢部市内の小学校に通う、1年生から6年生までの児童
- ③保護者が放課後児童クラブへ送迎可能な児童

※利用要件を確認審査のうえ、利用の決定をします。定員を超える申し込みがあった場合は、低学年の利用を優先させていただきますので、利用希望に添えない場合があります。

(2)開設期間

4月1日から翌年3月31日までの平日及び土曜日、夏休み、冬休み、春休みの期間中並びに学校行事等の振替休業日に実施します。

(3)閉設日

放課後児童クラブは、下記の期間はお休みします。

- ①日曜日、祝日
- ②8月13日から17日、12月29日から翌年1月3日の期間

※緊急時(大雨、暴風等の悪天候時など)に閉所や実施時間を変更する場合があります。

※感染症等により学級・学年閉鎖、休校となった児童は原則利用できません。

(4)開設時間

開設日	開設時間	
平日	授業終了後から午後6時まで	※希望により午後6時30分まで延長します。(月額400円の追加料金が発生します。)
土曜日、振替休業日、冬休み、春休み	午前8時から午後6時まで	
夏休み	午前7時30分から午後6時まで	

※土曜日、振替休業日、長期休業期間は、お弁当と水筒の持参が必要です。

(5)開設場所・連絡先 (申込状況等により変更する場合があります。)

放課後児童クラブ名	場所	定員(人)	連絡先 (Tel、Fax共通)
石動放課後児童クラブ	石動小学校校庭内	60	67-0211
おおたに放課後児童クラブ	大谷小学校校庭内	60	67-1843
おおたに第2放課後児童クラブ		40	
おおたに第3放課後児童クラブ		35	67-1831
かんだ放課後児童クラブ	蟹谷小学校校舎内	55	69-8361
つざわ放課後児童クラブ	津沢小学校校舎内	35	61-4319
とうぶ放課後児童クラブ	東部小学校校舎内	35	67-1322

※土曜日の開設場所については、土曜の利用希望児童が最も多いクラブを拠点としてお預かりします。

(R8年度は、おおたに第3放課後児童クラブで実施。)

2 利用料金等について

(1)利用料金

児童 1 人当たり、月額4,000円（8月のみ、5,000円）

※土曜利用される方は月額600円、延長利用される方は月額400円の追加になります。

(2)納入方法

口座引落(月末)。納期限が金融機関の休業日の場合は、翌営業日を納期限とします。

【口座引落の手続きについて】

令和9年度から初めて利用される児童については、「小矢部市預金口座総合振替依頼書」と「銀行印」を取引先金融機関へ持参し、口座引落の手続きをお願いします。

「小矢部市預金口座総合振替依頼書」は、市内金融機関にも設置してあります。

昨年度から継続して利用される児童は、変更がない場合、新たな手続きは必要ありません。

3 放課後児童クラブ利用にあたっての確認事項

(1)欠席する場合

事前に放課後児童クラブに電話・FAXで連絡してください。(留守番電話可。)

※学校を欠席・早退する場合、放課後児童クラブにも別途連絡してください。

(学校からクラブへ連絡はありません。)

(2)送迎について

平日・・・帰りは保護者がクラブ室の玄関まで迎えに来てください。(日誌に帰宅時間を記入してください。)

土曜日、振替休業日、長期休業期間・・・保護者がクラブ室の玄関まで送迎をしてください。

※申請書に記載のない方が迎えに来る場合は、必ず事前に児童クラブへ連絡してください。

※安全管理上、放課後児童クラブから児童だけで直接習い事へ向かうことはできません。

(3)利用をやめる場合

利用をやめる場合は、前月末までに「中止・休止届出書」を提出してください。土曜のみの利用中止も同様の手続きが必要となります。用紙はこども家庭課窓口でお渡しいたします。

(例：11月1日から利用を中止したい場合→10月末までに届出書を提出)

※利用料金は、届出書を提出した日の翌月分から納入不要になります。(提出した月分は納入必要)利用していなくても、中止・休止届出書をご提出いただかない限り、利用料金は発生します。

必ず余裕をもって提出してください。

(4)持参品等

・土曜日に放課後児童クラブを利用される方は、毎週土曜日に、土曜開所のクラブ室まで着替えをお持ちください。

・土曜日、振替休業日、長期休業期間に1日利用される場合、お弁当と水筒を持参してください。各自で保冷剤を入れる等、温度対策の工夫をお願いします。

(5)その他

・保険に関して…市で公益財団法人 スポーツ安全協会の保険に加入しています。

放課後児童クラブ室でケガをして病院にかかれた際の領収書は、保険の手続きに必要な場合がありますので、保管しておいてください。後日、保険の資料が送付されます。

・仕事先や連絡先が変更になった場合は、こども家庭課（67-8603）までご連絡ください。

・集団生活の秩序を守れなかったり、連絡なく迎えが午後6時以降の日が続いたりする等、放課後児童クラブの運営に支障をきたすような場合は、利用を停止する場合があります。

4 利用手続きについて

(1) 申込期間

令和8年10月13日（火）から10月30日（金）まで

※今年度利用されている方が、来年度利用される場合も再度申込が必要です。

(2) 申込・提出先

市役所 こども家庭課（総合保健福祉センター 1 階） 〒932-0821 小矢部市鷲島15番地 Tel67-8603

※窓口のほか、郵送でのご提出も承ります。

※各放課後児童クラブでは受付できません。ご注意ください。

(3) 必要書類

①「小矢部市放課後児童クラブ利用申請書」 … 児童1人につき1枚

② 保護者及び同居の親族が児童を保護することができないことを証明する書類(きょうだい分複写可)

※証明する書類については、保護者および原則児童と同居する74歳以下の人(R 9. 4. 1 時点)の分が必要です。

※保護することができないことを証明する書類一覧

保護できない理由	必要書類
就労	①居宅外の労働…就労証明書(事業主が記載したもの) ②自営業…就労証明書、営業許可書、会社の登記事項証明書、開業届書等 ③農業等…耕作証明書、売上伝票、出荷伝票等 ※勤務終了時間が概ね午後3時を超える就労を常態としていること。 (長期休暇期間のみ利用者を除く。) ※農業従事者について、農閑期や労働時間を調整して自宅で保護が可能であると判断した場合、お預かりできないことがあります。
疾病・障がい・介護	①疾病・障がい…診断書または障害者手帳の写し ②介護…介護が必要な方の要介護認定等の記載がある被保険者証、 診断書または障害者手帳の写し ※診断書は発行日から3か月以内のもの
就学 (保護者が通う場合のみ)	①就学証明書 ②授業等の日程がわかるもの
その他	こども家庭課(67-8603)まで、お問合せください。

※申請書類等は、こども家庭課、各放課後児童クラブ室に用意しています。(複写して使用可)

また、市ホームページからダウンロードも可能です。

※必要書類に事実の相違が判明したときは、利用決定を取り消す場合があります。

※長期休業期間のみ利用を希望する場合は、希望する休業期間（夏休み・冬休み・春休み）にチェックをつけて申請してください。

※アレルギー等により食べられるものに制限がある場合は、必ず申請時に申し出てください。

※利用要件の確認のため、ご自宅や勤務先に電話で問合せする場合があります。

※利用決定の可否は、承諾通知書により通知いたします。(例年3月初旬発送。)